

厚生年金保険（船員）70 歳以上被用者 月額変更（基準日）・賞与支払届

【手続概要】

この届出は、厚生年金保険法第 27 条に規定する 70 歳以上の使用される者の標準報酬月額を改定する事由に該当したとき、または賞与を支払ったときに、70 歳以上被用者を使用する船舶所有者が、当該事実のあった日（または支払った日）から 10 日以内に行わなければなりません。

※平成 19 年 4 月 1 日以降、70 歳以上被用者に在職老齢年金制度を適用することとなり、70 歳以上被用者を使用する船舶所有者は、標準報酬月額を改定する事由に該当したとき、または賞与を支払ったときに届け出る必要があります。

※厚生年金保険（船員保険）被保険者の報酬月額変更（基準日）届、賞与支払届はそれぞれ別に届出用紙が定められています。

【添付書類】

不要

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請